

行政手続制度

行政手続制度は、国民・市民の権利利益を保障する手段として事後的な救済のみでは足りないとの観点から、事前手続のルールを定め、行政をより公正なものとし、透明性を高めることを目的としています。

行政手続法（平成 5 年 1 1 月 1 2 日法律第 8 8 号）

（適用除外）

第 3 条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章までの規定は、適用しない。

2 前項各号に掲げるもののほか、地方公共団体の機関がする処分（その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）及び行政指導並びに地方公共団体の機関に対する届出（前条第七号の通知の根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）については、次章から第六章までの規定は、適用しない。

（地方公共団体の措置）

第 3 8 条 地方公共団体は、第 3 条第 2 項において第 2 章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出の手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



行政手続条例（平成 8 年 12 月 24 日美幌町条例第 12 号）

（目的等）

第 1 条 この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が町民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって町民の権利利益の保護に資することを目的とする。

行政手続法の一部改正（平成18年4月1日施行）

第六章 意見公募手続等

（意見公募手続）

第39条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

・
・
・

（公示の方法）

第45条 第三十九条第一項並びに第四十三条第一項（前条において読み替えて準用する場合を含む。）、第四項（前条において準用する場合を含む。）及び第五項の規定による公示は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

2 前項の公示に関し必要な事項は、総務大臣が定める。

（地方公共団体の措置）

第46条 地方公共団体は、第3条第3項において第2章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



条例化の方向性

行政手続法第46条は、規則、審査基準、処分基準及び行政指導指針（以下「規則等」という。）について、自治体にパブリックコメント手続の実施を要求しており、行政手続条例の改正により対応するという考え方もありますが、既存の制度と2本立てとなってしまう、町民はもとより、行政内部にとっても分かりにくくなります。

このことから、規則等と現在運用されている政策等を一括して独自条例で規定することが適当と考えます。

（対応パターン）

- 1 規則等を行政手続条例で規定、政策等をパブリックコメント手続条例で規定
- 2 規則等と政策等を一括して行政手続条例で規定
- 3 規則等と政策等を一括してパブリックコメント手続条例で規定